

名張市DX推進計画

(名張市官民データ活用推進計画)

令和5(2023)年度～令和8(2026)年度

令和5(2023)年4月

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方	3
1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の位置付け	4
3. 実施期間	5
第2章 デジタル化を取り巻く動向	6
1. 国の動向	6
2. 三重県の動向	9
3. 本市の状況と課題	10
第3章 計画の方向性	13
1. 目指す姿と基本方針	13
2. 実現への取組	14
第4章 計画の推進体制	18
1. 推進体制	18
用語集	19

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と趣旨

近年のデジタル技術の急速な発展は、私たちの社会生活に大きな利便と変化をもたらしました。特にスマートフォンの急激な普及や大容量データの高速度通信を可能とするネットワーク網の発展、様々なモノがネットワークにつながるIoT[※]の急速な普及など、デジタル技術は人々の生活のあらゆる場面に変化や影響を与えており、社会の重要なインフラの一つとなっています。

今後も、このデジタル技術の革新は更に発展し、一層の利便をもたらすことが期待されています。

一方、現在直面している少子高齢化や人口減少社会の進展により、経済規模の縮小や社会保障費の増大、社会の担い手の大幅な不足といった社会構造の維持に関わるような課題が深刻化してくることも予想されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、これまでの社会経済活動は大きく変容し、テレワークやオンライン会議、キャッシュレス決済など、外面的な変化だけではなく、人々の働き方や産業構造も大きく変化しました。

このようなデジタル技術の急速な進展に伴い、国はまちづくりや行政サービスにICT[※]を活用する方針を打ち出しています。

こうした背景を踏まえ本市では、デジタル技術やデータ活用が価値創造の源泉であることについて認識を共有し、行政の効率化・高度化を図るとともに、市民の生活をより良いものへと変革させ、新しい価値を創出するまちへ進化するため、「名張市DX[※]推進計画」（以下「本計画」といいます。）を策定し、本市が一丸となって、デジタル社会の実現に向けた取組を推進します。

2. 計画の位置付け

本計画は、国及び三重県の動向等を十分に考慮しながら、本市が取り組むDXの方向性を示す総合的な計画として位置付けます。

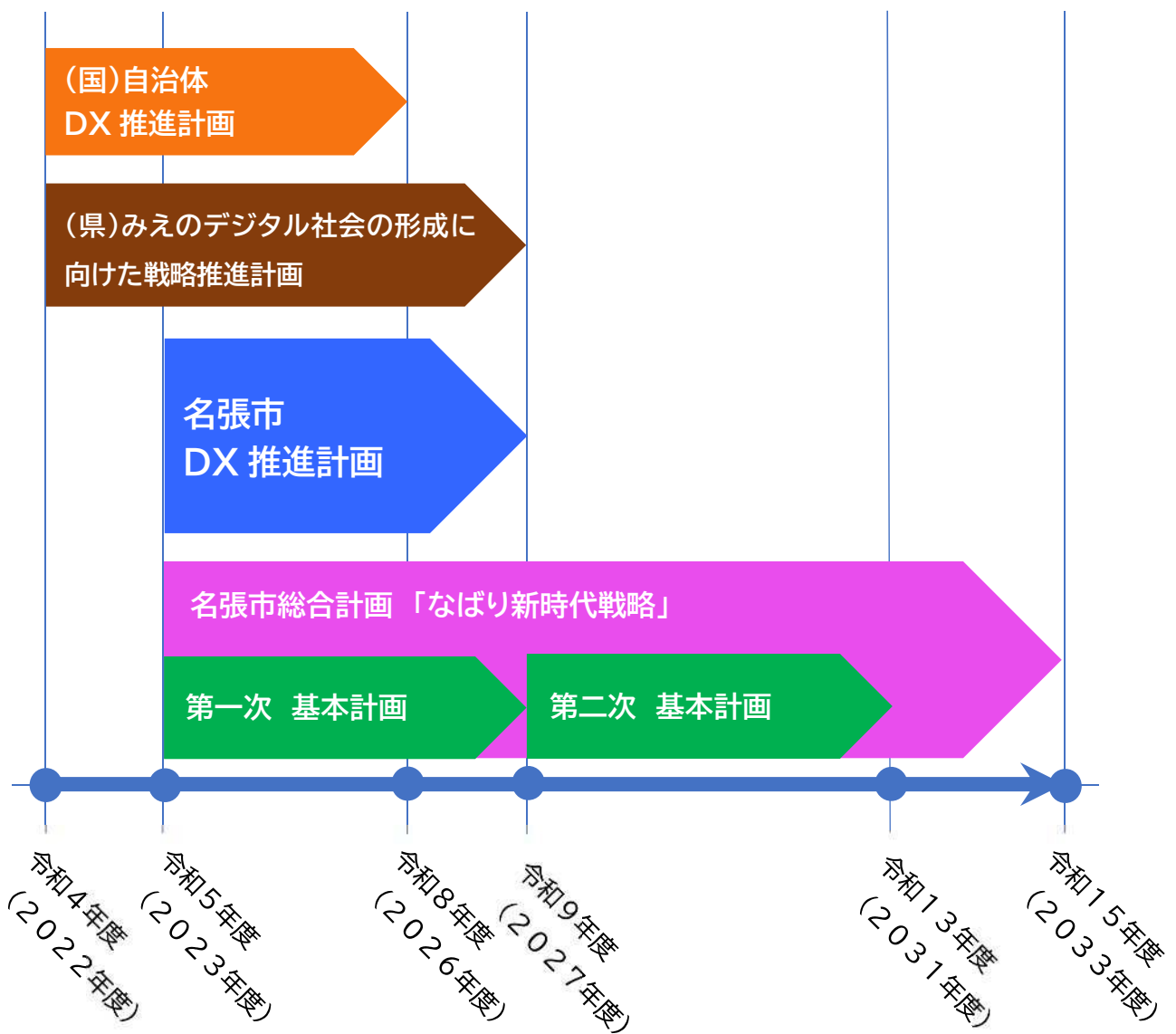
また、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に規定する、市町村官民データ活用推進計画としても位置付け、公表することとします。



3. 実施期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までの4年間とします。

ただし、デジタル技術の進化は日進月歩であることから、本市の取組も時代の流れに合わせて柔軟に対応させていくため、必要に応じて見直しを行います。



第2章 デジタル化を取り巻く動向

1. 国の動向

～デジタル社会の実現に向けた重点計画～

国においては、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的として制定された、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（以下「IT基本法」といいます。）に基づき、内閣に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）を設置し、平成13（2001）年の「e-Japan戦略」をはじめとした計画を策定し、インフラの整備とITの利活用を中心にIT戦略を進めてきました。

その後、平成28（2016）年12月には、官民データ活用推進基本法が制定され、国はこの法律に基づき、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定しました。

また、この基本計画の成立に伴い、平成29（2017）年5月に「デジタル・ガバメント推進方針」が策定されました。この方針では、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメント[※]の実現を目指すこととされ、その方向性を具体化し実行するため、平成30（2018）年1月には「デジタル・ガバメント実行計画」が策定されました。

この実行計画では、BPR[※]の徹底や行政手続のオンライン化の徹底などにより、利用者中心の行政サービス改革を実行していくことが示されています。そして、この計画は、前述した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」のビジョンや「官民データ活用推進基本計画」の考え方の下、行政のデジタル化の取組を加速するとともに、計画的かつ実行的に進めていくことを目的として、令和2（2020）年に続き、令和3（2021）年にも改定されました。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、我が国のデジタル化が十分に進んでいないことが浮き彫りとなったことから、社会全体のデジタル活用に向けた様々な取組が進められています。

まず、令和2（2020）年12月に、これからのデジタル社会の目指すビジョンとデジタル社会を形成するための基本原則を示した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、この基本方針の中で、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

続いて、令和3（2021）年5月にデジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）の成立を受け、同年9月には、デジタル庁が発足し、同年12月には、デジタル庁創設後初めての重点計画として、「デジタル・ガバメント実行計画」を統合した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が決定され、政府が迅速かつ重点的に実施すべき取組が示されました。

その後、令和4（2022）年6月に重点計画は改定され、デジタル社会の実現のための国の施策が工程表とともに明らかにされました。

令和3（2022）年9月頃から、「デジタル社会構想会議」、「デジタル臨時行政調査会」及び「デジタル田園都市国家構想実現会議」が開催され、それぞれにおける検討・取組を進めるとともに、これらと連動して、デジタル庁が司令塔となり、各府省庁と緊密に連携・協力して、必要となる施策等の追加・見直しの検討・整理を進めることとなりました。

～自治体DX推進計画～

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」で示されたビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きいという考えから、令和2（2020）年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国の支援策等を取りまとめました。

この計画で、自治体においては、まず「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させること」、「デジタル技術やAI^{*}等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくこと」が求められています。

●自治体に取り組むべき事項

【重点取組事項】

- （1）自治体の情報システムの標準化・共通化
- （2）マイナンバーカードの普及促進
- （3）自治体の行政手続のオンライン化
- （4）自治体のAI・RPA^{*}の利用推進
- （5）テレワークの推進
- （6）セキュリティ対策の徹底

【自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項】

- (1) 地域社会のデジタル化
- (2) デジタルデバイド※対策

【その他】

- (1) B P Rの取組の徹底（書面・押印・対面の見直し）
- (2) オープンデータ※の推進
- (3) 官民データ活用推進計画策定の推進

～デジタル改革関連法～

デジタル社会の実現に向け、令和3（2021）年5月にデジタル改革関連法が成立し、以下の六つの法律が公布されました。

- デジタル社会形成基本法
- デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）
- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）
- 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）
- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

これらの法律のうち、特に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律は、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な20業務を処理するシステムについて、国が策定した基準を満たすシステムの利用を義務付けるものであり、各自治体は令和7（2025）年度末までにシステムの移行を完了させることとされています。

2. 三重県の動向

～みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画～

三重県では、令和2（2020）年6月に、ICTやデータの積極的な活用により、行政運営の効率化や県民の利便性の向上、社会の様々な課題を解決していくことを目的として「みえデジタル戦略推進計画」を策定し、取組を進めてきました。

しかし、計画の策定以降、三重県や国において、デジタル社会の推進に向けての動きが加速するとともに、コロナ禍によってデジタル化の遅れが顕在化したことから、これらの課題に対応し、デジタル社会の形成を強力に進めていくため、令和4（2022）年12月に計画を全面的に改定しました。

また、全面改定に当たり、名称も「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に変更しました。

～「みえデジタル戦略推進計画」策定以降の動き～

令和2（2020）年6月 「みえデジタル戦略推進計画」策定

令和3（2021）年4月 デジタル社会推進局発足、常勤の最高デジタル責任者（CDO）を設置
➡みんなの想いを実現する「あったかいDX」を推進

9月 「みえDXセンター」の設置

令和4（2022）年3月 県民の皆さんが描く未来の三重のありたい姿として「三重県デジタル社会の未来像」を策定

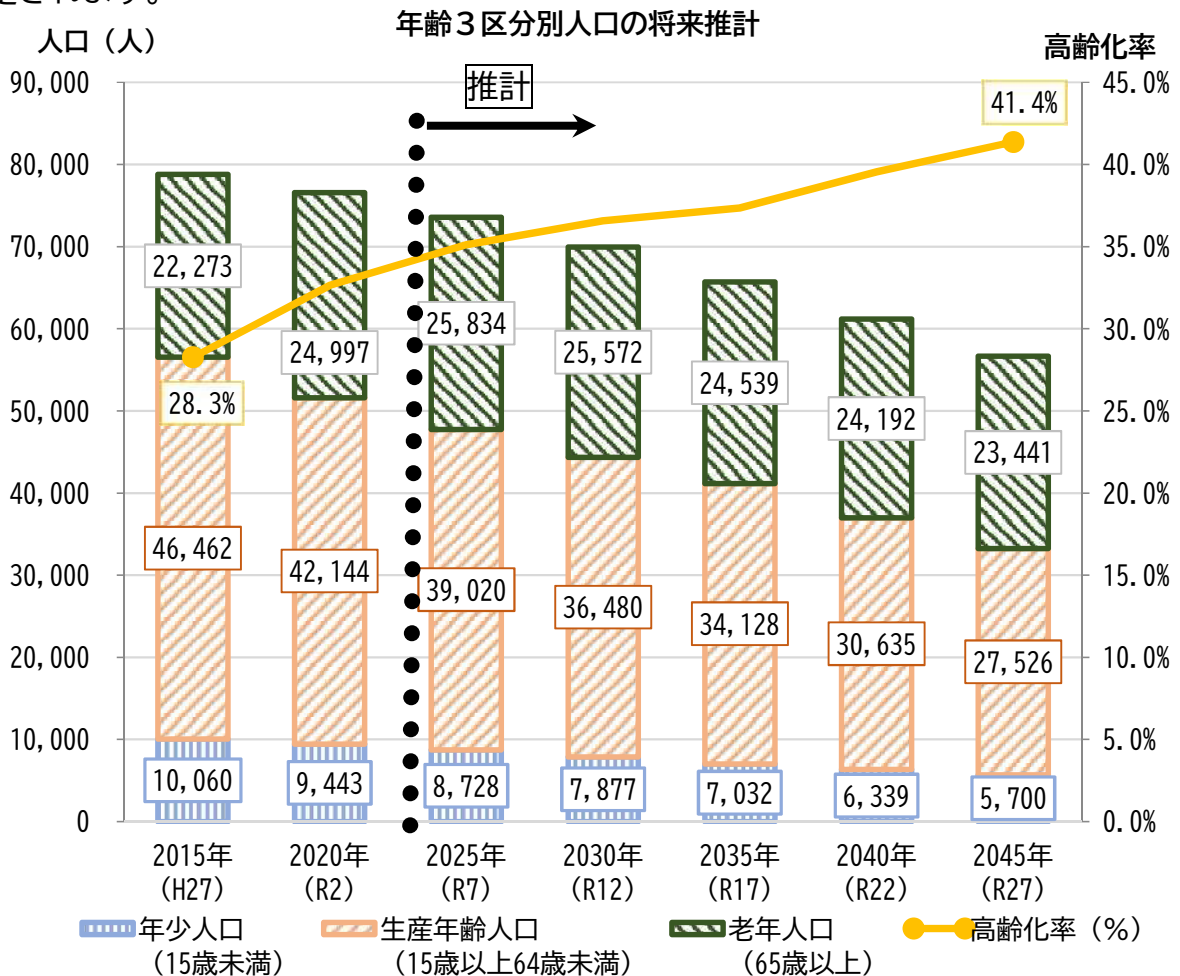
9月 「強じんな美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」を策定

3. 本市の状況と課題

～人口減少時代における安定的な行政運営～

本市の人口は、昭和45（1970）年以降に急増したものの、平成12（2000）年をピークに徐々に減少しており、働き手世代の減少による税収への影響、高齢化に伴う社会保障関連経費の増加が懸念されます。

さらに、老年人口は増加の一途をたどり、令和27（2045）年には本市の高齢化率はおよそ41.4%、つまり市民の約2.5人に一人が65歳以上となることが想定されます。



本市は今後、更なる少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少局面への突入など、これまで経験したことのない社会状況になる見込みです。こうした未曾有の社会情勢を迎える中、市の職員数も減少することが予測されることから、限られた人的資源でますます多様化・複雑化する行政需要に対応していくためには、業務の進め方そのものを見直しながら、効率化を図っていく必要があります。

～本市のこれまでの取組～

本市において、市民サービスの向上や業務の効率化を図るため、これまでに様々な取組を行ってきました。

主な取組は、以下に掲載のとおりです。

実施年	内容
平成14（2002）年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 図書館の図書のオンライン予約開始 ▶ 市民センター・スポーツ施設等のオンライン予約開始
平成18（2006）年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電子決裁導入
平成23（2011）年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地方税ポータルシステム（eLTAX）開始
平成24（2012）年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 名張市公式Facebook開設
平成26（2014）年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ふるさと納税のインターネット申込開始
平成27（2015）年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民基本台帳カード（住基カード）を利用した証明書のコンビニ交付サービス開始 ▶ 議会にタブレット端末導入
平成28（2016）年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービス開始
平成29（2017）年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ マイナンバーカードを利用した子育て関係11手続の様式のダウンロード開始
平成30（2018）年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ マイナンバーカードを利用した子育て関係11手続の手続申請受付開始 ▶ 名張市公式Twitter開設
令和 元（2019）年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 名張市公式Instagram開設 ▶ ごみ分別アプリ（さんあ〜る）導入
令和 2（2020）年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 945様式の押印義務付けを廃止 ▶ 名張市公式YouTube開設
令和 3（2021）年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小中学校タブレット端末導入（GIGAスクール構想） ▶ 名張子育てLINE開設
令和 4（2022）年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ AI議事録作成支援システムトライアル実施 ▶ 名張市公式TikTok開設

～本市の情報セキュリティ～

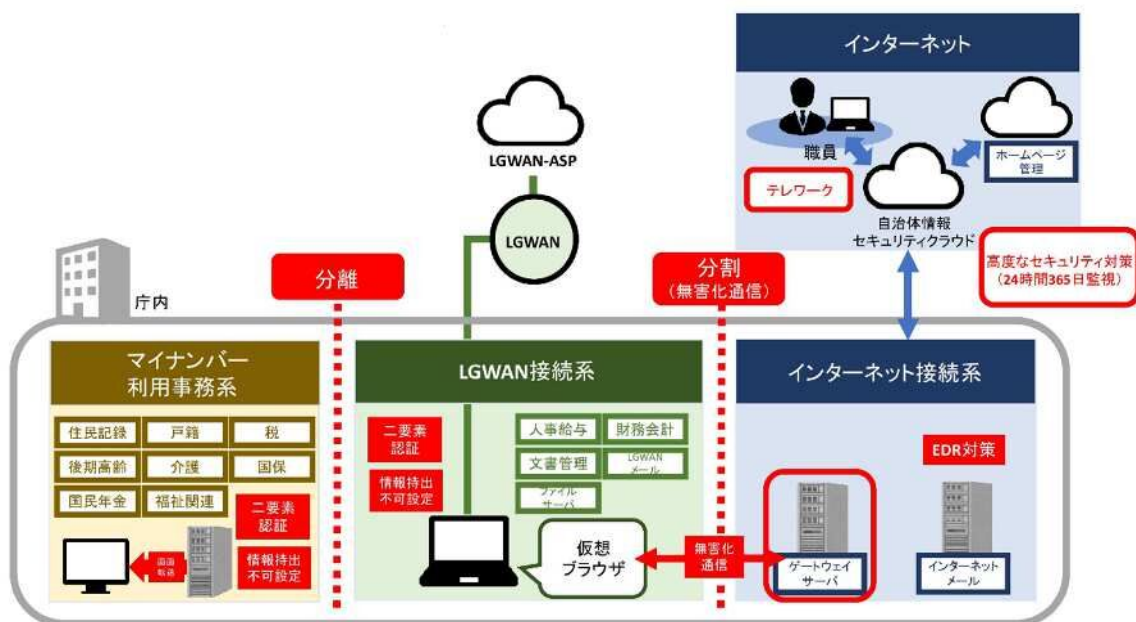
インターネットの急速な普及によって、離れた場所においても様々な情報を素早く、簡単に入手することが可能になりました。一方、個人や企業を問わず、悪意のある第三者によるコンピュータへの侵入や情報の盗難、データの改ざんといった被害に遭う危険性が高まっており、組織が保有している個人情報などのデータが外部へ漏えいしてしまうというトラブルも発生しています。

自治体は、法令等に基づき、住民の個人情報や企業の経営情報等の重要情報を多数保有し、他に代替することができない行政サービスを提供しています。市民生活や地域の社会経済活動を保護するため、情報セキュリティ対策を講じて保有する情報を守り、業務を継続することは当然の責務です。

このようなことから、個人情報などの機密情報を扱うネットワークからインターネットを分離するいわゆる「三層の対策」を施すなど、令和4（2022）年10月に、「情報セキュリティポリシー」の改正を行いました。

また、セキュリティには万全を期していますが、今後ますますインターネットの利用を中心としたサービスが展開される場合においても安全に利用できるよう、市民サービスの向上及び業務の効率化と情報セキュリティの両立を図りながら、より一層セキュリティ対策を強化していく必要があります。

本市が取り組むセキュリティ対策の代表例



第3章 計画の方向性

1. 目指す姿と基本方針

デジタル化により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できるまちを目指し、次の三つを基本方針とします。

それぞれの基本方針について、目指す姿を定めながら進めていくこととします。

なお、施策の実施には大きなコストを要するものもあることから、投資対効果^{*}の検証を十分に行いながら実施していきます。

基本方針1

『デジタルで便利な行政サービス』

- 行政手続のオンライン化の推進
- 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化
- 徹底的な安全性の確保

基本方針2

『デジタルで行政運営の効率化』

- 業務効率を追求するデジタル化
- AI等の先進技術の活用
- デジタルで業務を完結
- 職員の意識改革と人材育成

基本方針3

『デジタルで新たな価値創造』

- 市が保有するデータの提供
- BPRの推進

2. 実現への取組

基本方針1 『デジタルで便利な行政サービス』

デジタル技術の活用で、市民が手続きのために来庁する必要を最小化し、また、来庁する必要がある場合においても、手続きが短時間で済むよう工夫していきます。

加えて、市民一人ひとりのニーズをきめ細かく捉え、必要とする情報のプッシュ型情報発信[※]や利用者中心の行政サービスの実現を目指します。

行政手続のオンライン化の推進

目指す姿 ▶ いつでも、どこでも、つながる

- ◎ スマートフォンなど身近な機器で、いつでも、どこでも簡単に行政手続きができるオンライン申請を実現します。
- ◎ 市の情報をより多くの市民や企業に知ってもらうため、オンラインによる行政情報の発信強化を図ります。
- ◎ オンラインでも確実に本人確認ができるよう、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及を促進し、積極的な活用を図ります。

誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化

目指す姿 ▶ 利用者中心のサービスで 誰でもデジタルの利便性を享受

- ◎ デジタル技術を活用した、簡単・便利・スピーディな行政サービスを目指します。
- ◎ 利用者一人ひとりが欲しいと思う情報や、効果的な情報の提供に取り組めます。

徹底的な安全性の確保

目指す姿

セキュリティ対策の徹底

- ◎ セキュリティに関する新しい技術へのアンテナを高く張り、高度化するサイバー脅威にしっかり対応します。
- ◎ 情報セキュリティに関する障害や事故及びシステム上の欠陥の未然防止に努めます。
- ◎ 障害や事故が発生した場合の拡大防止・迅速な復旧や再発防止の対策を講じます。

基本方針2 『デジタルで行政運営の効率化』

現在直面している少子高齢化や人口減少社会の進展により、今後働き手が減少する見込みです。そのような状況でも必要とされるサービスを維持・向上させていくためには、デジタル技術を活用しながら業務効率化を図ることが重要です。

デジタル技術を活用したツールの利用などで、行政運営の効率化や簡素化に取り組み、持続可能な行政サービスの提供を目指します。

業務効率を追求するデジタル化

目指す姿

スピーディ・シンプル・セキュア※

- ◎ 入力作業や確認作業等の効率化を図ることで、業務処理時間の短縮を図ります。
- ◎ 業務の見直しにより、わかりやすく簡潔な行政サービスの提供を目指します。
- ◎ 個人情報保護法に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため、必要な施策を実施します。

A I 等の先進技術の活用

目指す姿 → 業務見直しで効率化

- ◎ A I や R P A など、先進的なデジタル技術を活用し、単純作業を自動化・省力化します。
- ◎ 定型業務はデジタル処理し、就業時間内で業務を完了することができるよう、効率的に事務作業を行える環境整備に取り組みます。

デジタルで業務を完結

目指す姿 → 全ての業務でデジタル化の更なる徹底

- ◎ デジタル技術を活用した会議の開催や資料のデータ化に取り組みます。
- ◎ 電子化した文書の原本性の確保や電子データの取扱いの保存・整理等をルール化し、ペーパーレスに取り組みます。

職員の意識改革と人材育成

目指す姿 → 職員一人ひとりが市役所を変革

- ◎ 職員一人ひとりがデジタル化の必要性、重要性を認識し、市民サービスの向上や業務改善に向け自ら考え行動できるよう、採用年数や役職に合わせた研修を実施し、意識改革を促します。
- ◎ 自発的に D X を推進し、少ない職員数でも適切かつ必要な行政サービスの提供を実現できるような人材育成に取り組みます。
- ◎ サポートが必要な部署には、デジタル化推進の役割を担う部署が伴走し、デジタル化を支援します。

基本方針3 『デジタルで新たな価値創造』

Society 5.0[※]（創造社会）は、DXと多様な人々の想像力・創造力の融合によって価値創造と課題解決を図り、自ら創造していく社会であり、DXによって、明るい未来社会を作り上げていく視点が重要とされています。

集積する高度先端技術等を活かした新たな価値・サービスの創造や超少子高齢社会が抱える諸課題の解決が期待されており、データのオープン化やデータ活用に向けた基盤づくりなどの環境整備が重要となるため、本市が所有しているデータを、個人情報を守りながら、誰でも自由に活用できる取組を行います。

さらには、デジタル技術を活用し、効率化により生み出した時間を、職員にとっても価値のあることに活用する職場風土の醸成に取り組みます。

市が保有するデータの提供

目指す姿 ▶ 様々なデータを誰でも自由に活用

- ◎ 誰もが利用しやすい形でオープンデータを整備し、市民生活の利便性向上につなげます。
- ◎ 市が保有するデータをわかりやすく「見える化」します。
- ◎ 官民共創によるデータの利活用で地域課題を解決します。

BPRの推進

目指す姿 ▶ 職員の人的資源を市民サービスの向上に

- ◎ 業務の棚卸（可視化）の結果から、真に行政サービスの向上につながっているか、成果に比べて職員の業務量等が過重になっていないかを把握した上で、優先順位の低い業務等の見直し・廃止等に向けた取組を進めます。
また、新規事業に着手する際は、それに見合った既存事業の廃止や効率化に、管理職が率先して取り組みます。
- ◎ 市民への直接サービスや職員でなければできない政策立案など、市民に寄り添った丁寧な行政サービスの提供を目指します。

第4章 計画の推進体制

1. 推進体制

本市における推進体制として、市長、副市長及び各部局等の長で構成する「名張市行政・デジタル改革推進本部」を設置し、デジタル化に関する施策の基本的な方針及び重要施策を審議するとともに、部局間の総合調整を行うことにより、デジタル化施策を計画的かつ効率的に推進するものとします。

また、本市のデジタル化を推進していく上で、分野横断的な検討が必要になった場合に、迅速に検討や判断を行うことのできる機動力の高い組織として、検討項目別ワーキンググループを設置します。こちらは、所管室長・関係室長及び各所属から選出する「名張市行政情報化推進リーダー」が担うこととし、各事業におけるデジタル化の調査・研究及び実証実験並びに普及・啓発等の活動を行い、さらには、その内容の効果検証を行いながら、デジタル社会の実現に向けた取組を推進します。

名張市行政・デジタル改革推進本部

本部長：市長

副本部長：副市長（CISO※）

本部員：各部局等の長

事務局：行政・デジタル改革推進室

検討項目別 ワーキンググループ

リーダー：所管室長（課題に取り組む室長）

サブリーダー：関係室長又は関係室長が指定した者

メンバー：名張市行政情報化推進リーダー

事務局：行政・デジタル改革推進室

用 語	解 説
AI	<p>Artificial Intelligence の略。</p> <p>人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。</p>
BPR	<p>Business Process Reengineering の略。</p> <p>現在の業務プロセスを詳細に調査・分解し、サービスの質の向上や人的リソースの活用等の面からどのような問題点があるかを徹底的に分析して、業務プロセスそのものの再構築を図ること。</p>
CISO	<p>Chief Information Security Officer の略。</p> <p>最高情報セキュリティ責任者のことで、名張市では、副市長がこの職に当たる。本市における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有し、情報化施策に関する方針・立案に関することやデジタル・ガバメントの推進に関する事務を統括する役割を持つ。</p>
DX	<p>Digital Transformation の略。</p> <p>スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念であり、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることとされている。</p>
ICT	<p>Information and Communication Technology の略。</p> <p>情報 (Information) や通信 (communication) に関する技術の総称のこと。</p>
IoT	<p>Internet of Things の略。</p> <p>現実世界の様々なモノがインターネットとつながること。モノのインターネットと呼ばれている。</p>
RPA	<p>Robotic Process Automation の略。</p> <p>パソコンを使用して行う入力、集計といった定型業務を自動化できるソフトウェアのこと。</p>

Society 5. 0	<p>サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。</p> <p>狩猟社会（Society 1. 0）、農耕社会（Society 2. 0）工業社会（Society 3. 0）、情報社会（Society 4. 0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。</p>
オープンデータ	<p>国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。</p>
セキュア	<p>安全が保証されていること。危害に対して危険のないこと。</p>
デジタル・ガバメント	<p>サービス、プラットフォーム、ガバナンスといった電子行政に関する全ての要素がデジタル社会に対応した形に変革された状態のこと。</p>
デジタルデバイド	<p>インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。</p>
投資対効果	<p>投資に対してどれだけ利益を上げたかを示す指標。</p> <p>費用対効果は「費用の投入を止めるとすぐ効果が切れるもの」（短期的効果）を対象とし、投資対効果は「費用の投入を止めても、将来効果が見込めるもの」（長期的効果）</p>
プッシュ型の情報発信（プッシュ通知）	<p>情報を発信する側から受信者に対して、新規の情報があったことを知らせる通知方法のこと。従来のように、サービス利用者が情報を取りに行くのではなく、サービス提供者から情報を発信するという点で異なる。</p>

名張市DX推進計画

(名張市官民データ活用推進計画)

令和5(2023)年策定

名張市

〒518-0492 名張市鴻之台1番町1番地